

令和3年7月1日

令和3年度独立行政法人等非識別加工情報に関する提案の募集の公示

国立大学法人奈良女子大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人奈良女子大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する取扱規程（以下「取扱規程」という。）第3条第1項及び第2項の規定により、令和3年度における独立行政法人等非識別加工情報に関する提案の募集に関し必要な事項を、以下のとおり公示します。

国立大学法人奈良女子大学長

1. 趣旨

本件は、独立行政法人等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、取扱規程に基づいて、本学が保有する個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報（以下「非識別加工情報」という。）をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、本学ホームページに掲載している個人情報ファイル簿をご確認ください。

○ 本学の個人情報ファイル簿

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/institute/pdf/kojinjohofile.pdf>

3. 提案の主体（提案者の要件）

本学の非識別加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注1）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第44条の6の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません（注2）。

① 未成年者

② 精神の機能の障害により独立行政法人等非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（注3）

③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ④ 禁固以上の刑に処せられ、又は法、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）若しくは行政機関の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑤ 法第 44 条の 14 の規定により本学との非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑥ 行政機関個人情報保護法第 44 条の 14 の規定により行政機関との間において締結した同法第 2 条第 9 項（同条第 10 項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）に規定する行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑦ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

（注 1）代理人による提案をする場合は、委任状（代理人の権限を証する書面）を添えて提案してください。

（注 2）上記に掲げる①から⑥までのいずれかに該当する者のほか、法第 2 条第 11 項の規定により、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）も提案することはできません。

（注 3）成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、従前の欠格事由である「成年被後見人又は被保佐人」という形式的要件に該当していた方であっても、取扱規程に定める「精神の機能の障害により独立行政法人等非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しない限り、本制度に基づく提案を行い、審査を受けることができます。

4. 募集期間

令和 3 年 9 月 1 日（水）午前 8 時 30 分～令和 3 年 10 月 2 日（土）午後 5 時 15 分 迄

5. 提案の方法

（1）提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

○ 提案書類

① 提案書

- ・ 独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
(取扱規程第4条第1項に定める様式第1号)(注1)

② 添付書類

- ・ 誓約書(取扱規程第4条第3項に定める様式第3号)
- ・ 非識別加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
- ・ 提案をする者の本人確認書類(注2)
- ・ 委任状(代理人の権限を証する書面)(注3)
- ・ その他本学が必要と認める書類

(注1) 法第44条の12第1項の規定に基づき、既作成の非識別加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に非識別加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」を提出してください。提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。

(注2) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等(提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。)を添付してください。

(注3) 代理人による提案をする場合に限りです。

○ 提案書類の様式(国立大学法人奈良女子大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する取扱規程)

http://koto.nara-wu.ac.jp/kitei_file/20210401.pdf

(2) 提案書類の提出方法

持参(注1)又は郵送・信書便(注2)により、提案書類2部を提出してください。

(注1) 持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで(年末年始を除く。)

(注2) 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。(締切日消印有効)

○ 提案書類の提出先

〒630-8506

奈良県奈良市北魚屋東町

国立大学法人奈良女子大学個人情報保護担当窓口(総務・企画課)

6. 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第 44 条の 6 各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る非識別加工情報の本人の数が、非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて 1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 提案者により特定される加工の方法が、取扱規程第 9 条に定める基準に適合するものであること。
- ④ 非識別加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る非識別加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が、当該非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 本学が提案に係る非識別加工情報を作成する場合に、本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲で当該非識別加工情報を作成することができること。

7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、取扱規程第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定により、各提案者に個別に通知します。

8. 非識別加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書 2 通）に必要事項を記入して提出することにより、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、非識別加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付してその旨を通知します。

9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 本学からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 本学が作成・提供した非識別加工情報の著作権は、総て本学に帰属します。
- (5) 非識別加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10. 提案に関する連絡先

提案の手続等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○ 提案に関する連絡先

国立大学法人奈良女子大学個人情報保護担当窓口（総務・企画課）

電 話 : 0742-20-3204

電子メール : kokai@jimu.nara-wu.ac.jp